

武蔵野市平和施策懇談会

報 告 書

平成23年1月

武蔵野市長 邑上 守正 殿

本平和施策懇談会は、平成22年5月20日、貴職から諮問を受け、武蔵野市の今後の平和施策について、討議を重ねてきましたが、その結果をまとめましたので、ここに報告します。

平成23年1月

武蔵野市平和施策懇談会

会 長	都留 康子
副 会 長	小木 佳苗
委 員	井口 秀男
委 員	牛田 守彦
委 員	竹内 久顕
委 員	南芥 真奈美
委 員	西村 まり
委 員	小森 岳史

目 次

はじめに.....	1
1 武蔵野市における平和施策のあゆみと意義.....	3
(1) これまでの平和施策.....	3
(2) 「武蔵野市平和問題懇談会」提言への評価.....	3
(3) 近年の取り組み.....	4
(4) 市民とともに平和意識の高揚を図ることの意義.....	4
2 今後の武蔵野市における平和施策について.....	6
(1) 平和に関する事業の実施、市民との協働及び活動支援.....	6
①平和事業の実施形態.....	6
②平和に関する学習.....	6
(2) 武蔵野市に関する戦争の記録と体験の継承.....	7
①資料の収集・記録.....	7
②資料の保存・展示・提供.....	7
③戦争体験の語り継ぎ.....	8
(3) 交流を通じた平和施策.....	8
①国際理解と外国人に対する支援.....	8
②民間、NPO等への支援や大学との連携.....	8
③他自治体等との連携の推進.....	9
(4) 「武蔵野市平和の日」の制定について.....	9
(5) 安定的な財源確保.....	9

関係資料

- 資料1 武蔵野市平和施策懇談会設置要綱
- 資料2 武蔵野市平和施策懇談会委員名簿
- 資料3 武蔵野市平和施策懇談会 審議経過
- 資料4 武蔵野市議会における平和に関する宣言一覧
- 資料5 武蔵野市議会における平和に関する決議一覧
- 資料6 武蔵野市議会における平和に関する意見書一覧

はじめに

「平和施策懇談会」では、武蔵野市長より、①市の今後の平和施策のありかた ②平和の日の制定の是非について諮問を受け、平成22年5月より8回の審議を行った。まず、これまでの武蔵野市の平和施策の検証を行うことからはじめ、平和をどのようにとらえるのかを検討し、今後自治体として期待される施策・事業のあり方と、実施主体をいかに考えるかを議論した。

ここにその結果をまとめ、報告する。

武蔵野市では、昭和60年に「武蔵野市平和問題懇談会」を設置し、同懇談会から提言を受けて、平和に関するさまざまな施策を行ってきた。その結果、国際交流を含む多方面において優れた成果をあげている。しかし、社会、経済等のグローバル化がますます進み、問題が多様化していく時代の変化の中で、平和施策のあり方も新しい展開が必要とされている。

「平和」とは、限定的には戦争や争いがない状態を意味するが、それだけでは決して十分とは言えない。飢餓・貧困の撲滅、環境保護対策、資源・エネルギー利用の問題は、一国の問題に留まらず、国際社会全体の理解と協力があってはじめて解決できるものであり、その解決へと向かう姿勢こそが世界平和の土台となるものである。さらに、一人ひとりの命と人権が守られ、人として尊重される健全な人間関係や社会が実現されてこそ、真の意味での平和が実現できたといえよう。このような意味での平和を考える上で指針となるのが、「平和の文化」(注)である。国連は、2000年を「平和の文化国際年」とし、2001年から2010年までを「世界の子どもたちに平和と非暴力の文化をつくる国際10年」と宣言した。「平和の文化」の根底にあるのは、地域を越えてさまざまな場面で、人々が寛容さを持ち、相互理解を深め、共生していくことである。

加えて、今日において、核保有国の数の増加や世界各地での紛争やテロの問題、またそれによって居住地を離れることを余儀なくされた難民の状況を前にして、市民一人ひとりが平和を実現することの難しさを共有する必要がある。また、第二次世界大戦後65年を経過し、「戦争非体験世代」が人口の8割を占めるようになった。戦争体験者が高齢化し、戦争の記憶や記録が風化していく中で、その惨禍を次世代に語り継いでいくことがますます困難になっている。

このような問題意識をもって、今、市としてやるべきことは、戦争の記憶が引き継がれるような事業展開を行う中で、平和の意義を発信し続けることにより市民の平和意識を高め、

他地域の人々との交流を通じて文化的違いを認め、対等な関係を築いていく多文化共生を学ぶさまざまな機会を提供していくことではないだろうか。

一方、自治体は、その財政基盤を市民が支えており、少子高齢化や長引く不況で厳しい財源の中、いかなる施策も説明責任が果たせるものでなければならない。このような状況においては、いかに事業を継続的に行うことができるか、十分に考慮していく必要がある。

(注)「平和の文化」

生命やすべての人権を尊重し、暴力ではなく対話によって解決していくという考え方。

平和社会の実現のためには、社会と国家のあらゆるレベルにおける自由、正義、民主主義、寛容、連帯、協力、多元主義、文化的多様性、対話、相互理解を重視し、日常のすべてにおいて、平和的な価値に基づく生活を求められる。

1 武蔵野市における平和施策のあゆみと意義

(1) これまでの平和施策

第二次世界大戦中、武蔵野の地には、日本有数の軍需工場である中島飛行機武蔵製作所があった。そのため、昭和19年11月24日より開始された本土空襲の最初の目標地となった。その後、工場への爆撃は、終戦まで9回を数え、工場内の犠牲者は200名以上に及び、工場周辺住民などにも多くの犠牲者が出た。戦後、工場跡地の一部には米軍施設が建設されたが、その後、市・市議会・市民が一体となつての返還運動が粘り強く展開され、昭和48年に返還が実現した。そして平成元年、米軍宿舎跡地は都立武蔵野中央公園として開園された。

一方、武蔵野市議会では、昭和35年には「世界連邦平和宣言」、昭和57年にはいち早く「非核都市宣言」を採択し、その後も、核実験に対する抗議の決議を採択するなど、平和に対する市民の意思を内外に発信し続けている。さらに、武蔵野市が自治体として自ら行ってきた活動として、昭和49年から59年にかけて、毎年、武蔵野市教育委員会の主催で、夏季市民講座「戦争と平和を考える」が開催され、その成果は、参加者である市民の手によって、冊子やスライドにまとめられた。また、市は実施主体となるだけでなく、市民団体との協働により、毎夏に中央公園で10年にわたり行われた「市民平和集会」や、これを継承する形で平成7年から始まった「むさしの市民平和のつどい」などの市民による平和活動や、世界連邦運動協会など平和活動団体に対する後援、補助を行ってきた。武蔵野市では、戦後早い段階から、市と市民団体それぞれの特性を生かしたさまざまな事業が展開されてきたと言えるであろう。

(2) 「武蔵野市平和問題懇談会」提言への評価

国連が定めた「国際平和年」にあたる昭和61年には、武蔵野市長の諮問を受けて、「武蔵野市平和問題懇談会」提言書が出された。この提言書は、戦争がないという意味での平和のみならず、広く平和の意味を問ひかけ、時代に先駆けて平和社会のあり方を示した大きな意義を持つものであった。これが契機となり、提言書にある三つの柱「自治体としての平和活動」、「国際交流活動」、「教育」の各分野で、平和施策がより多面的に展開されるようになっていった。

具体的な「自治体としての平和活動」については、前述のとおりである。

一方、「国際交流活動」では、欧米の諸地域だけでなく、アジア諸地域との交流も進められた。武蔵野ジュニア大使（現在はジュニア交流団）や青年の翼親善使節団の派遣を20年以上にわたって実施し、友好交流の一端を担っている。提言後の昭和61年には武蔵野市民国際交

流基金が設置され、交流事業のための経費として充てられている。また、平成元年、武蔵野市国際交流協会（M I A）が設立され、ここでは市民主体の国際交流及び国際協力の推進、在住外国人への支援などを積極的に行っている。その他市内には、武蔵野ブラショフ市民の会や Musashino International Club（M I C）などの市民団体があり、研修生の招聘や留学生ホームビジット等を通じた交流を行っている。

「教育」については、国際理解教育のひとつとして、教育センター活動、ワールド教室を経て、現在、土曜学校の講座として「世界を知る会」を開設しており、武蔵野の子どもたちとフィリピンの小学生との文通やテレビ会議を開催するなど、一定の成果をあげている。さらに、小さな親切・平和行動運動が実践され、世界連邦運動協会武蔵野支部の作文コンクール等各事業に子どもたちが参加しているほか、各学校では、ユニセフ募金への協力などを行っている。

（3）近年の取り組み

平成19年、武蔵野市は市制60周年とともに、非核都市宣言から25周年を迎えた。これを機に、市民団体や平和団体の代表、公募委員で構成される「非核都市宣言25周年記念平和事業実行委員会」を組織し、「戦争も核もない世界を子どもたちに」というスローガンの下に、講演会、原爆と空襲に関するパネル展示、平和アニメの上映、フィールドワークなどさまざまな平和事業を行った。その後、この事業は、継続を求める市民の声もあり通年事業として継承され、昨年4年目を迎えた。

このような事業展開の一方で、戦争の記録保存にも力をいれ、平成19年には、昭和50年代に市民講座に参加した市民とともにそれまでに市が保有していた武蔵野市の空襲に関するスライド『戦争と武蔵野市一中島飛行機を中心に』のデジタル（DVD）化を行った。また平成22年には、平和事業実行委員とともに、市民の戦争体験をまとめた「武蔵野の戦争体験記録集」を発行した。

この間、平成19年には日本非核宣言自治体協議会、翌20年には平和市長会議に加盟するなど、他自治体との連携も視野に入れた活動が積極的に始められている。

（4）市民とともに平和意識の高揚を図ることの意義

世界平和の実現については、まずは国レベルの外交努力に求められるところが大きい。しかしながら、平和の主体となるのは、市民一人ひとりであり、その平和意識を高め、平和を願う声を市民から地域、国、そして国際社会へと発信していくことは重要である。また、市民の日常生活において多様な文化、生活、習慣への相互理解を深め、お互いに信頼・尊重しあえるような共生や寛容の気持ちを大切にし、過去から現在へ、そして未来へと平

和への想いを引き継いでいかなければならない。

そのような中で、市民に身近な基礎的地方公共団体だからこそできること、やるべきことがあると考えられる。

以下に、具体的な平和施策について、事業の実施形態や対象者、戦争体験、交流を視点として、それぞれに提言を行う。

2 今後の武蔵野市における平和施策について

(1) 平和に関する事業の実施、市民との協働及び活動支援

①平和事業の実施形態

すでに述べたように、武蔵野市ではこれまでも市が直接、または市民との協働により平和事業を実施してきた。今後も、「非核都市宣言平和事業実行委員会」のような市民との協働による平和事業を行っていくことも必要だが、現在でも行っている図書館における平和図書や絵本の紹介や、コミュニティセンターなど市の施設を活用した事業を展開するなど、担当課のみに留まらない横断的な取り組みをより一層充実していくことが重要である。

その他、市内外では、平和を願う市民や団体が、自主的、自発的に多様な取り組みを行っているが、平和関連事業については、こうした市民が中心となった平和活動を自治体が側面から支援していくことも大切である。そういった市民の平和活動に資するために、DVD、ビデオ、スライドといった映像資料、絵本を含む書籍、紙芝居等資料のリストを作成し、それを市民が活用するための相談窓口を設置することも考えられる。

平和に関する取り組みについては、市、市民等がそれぞれの役割に応じて継続的に行っていくことが必要であり、事業の実施にあたっては、市の責務として行うべきもの、市民自らが行うことに意義があるもの、また市民と行政が協働で行うべきもの、それぞれに適した形態で実施していくことが求められる。

②平和に関する学習

○子どもたちの学習

市立小学校においては、3～4年生を対象とした社会科の副読本「わたしたちの武蔵野市」に戦争中の生活や戦争体験談が掲載されており、戦時中の暮らしについて学習の機会が設けられている。今後も、「子ども武蔵野市史」や「子どもとおとなの日本国憲法」のような、子どもも読める平和に関する冊子を普及・活用するなどし、平和学習に必要な情報提供を図っていく必要がある。

学校教育における学習としては、各教科、特別活動、総合的な学習など、現行カリキュラムを活用した平和学習の工夫が求められる。例えば、市内のいくつかの小中学校では、戦争体験者から直接その体験を聴く試みが行われている。また、戦争体験者から聴いた武蔵野の空襲を題材とした創作劇、絵、紙芝居、音楽を学芸会などで発表するといった試みは、子どもたち自身が戦争の現実を表現することで、戦争の悲惨さと平和の大切さを自らの課題として学びとっていく実践として意義深いものであろう。

また、子どもたちが、広島、長崎、沖縄といった戦争被災地を訪れ、その現実に関接することは大きな意義がある。現在、市では、毎年8月に広島や長崎で行われる平和集會に平和関連団体が参加することに対し補助を行っているが、このような側面支援の継続とともに、新たな事業展開も模索されてよかろう。

○市民の平和学習

普及啓発から一歩進んで、市民が戦争の歴史や平和に関する意義について、深く理解し、平和な社会の実現、すなわち「平和の文化」への礎となるよう、学習会等を実施する。単に講義を受けるだけではなく、自らが企画し学ぶ自主活動に結びつくような体験型の学習形態を実施するなど、工夫が必要である。

「平和学講座」やフィールドワークなどを通じて、戦争を知らない世代による「語り部」や「平和ガイド」を養成していくことも望まれる。

(2) 武蔵野市に関する戦争の記録と体験の継承

①資料の収集・記録

戦争当時の貴重な記憶や資料は、日々失われていることを考えると、その収集・記録・保存に努める必要がある。戦争の記録や記憶の継承については、行政だけで把握できるものではなく、市と市民が協力・連携していくことが不可欠であろう。

市では、昨年「武蔵野市から伝える戦争体験記録集」を発行したが、引き続き戦争体験者からの話を記録していくことは重要である。記録集などの作成にあたっては、文書だけでなく音声や映像による記録も行っていく必要がある。また、武蔵野市に関する戦争体験記録については、市が編纂するだけではなく、個人・民間団体によりすでに作成されたものについても積極的に収集・整理を行うべきである。

②資料の保存・展示・提供

記録保存した資料は、広く市民に提供すべきである。市内各所には、戦争の時代を物語る遺構や遺物があるが、それらを効果的に系統立てて見せる工夫として、ガイドマップを作成したり、説明板を設置することで、より理解や関心を広めるとともに、それらを活用したフィールドワークなどを定期的にも実施することも必要である。

展示については、すでに夏季平和事業などでパネル展示を行っているが、いつでも市民の目に触れるように、市内施設の展示コーナーなどで常時展示を行っていくことが望ましい。

また、収集した平和関連資料については、市民団体の活動や学校行事などでも手軽に利用できるよう、貸出し用として保存・提供していく。資料の公開にあたっては、デジタルアーカイブによる閲覧も検討すべきである。

③戦争体験の語り継ぎ

戦争や平和に関する意識については、戦後生まれの世代の増加により大きく変わりつつある。その中で、若い世代に相応しい事業を実施していくことが必要である。

平和意識の醸成のためには、戦争体験の継承が必要であり、それは学校教育に限らず、さまざまな機会の中で行うべきである。

具体的には、各事業について企画の段階から市内の小・中学生が関わったり、戦争体験を持つお年寄りの話を直接聴くなど、身近な体験をすることにより、意識の高揚や継承の必要性が感じられる工夫を検討すべきである。

(3) 交流を通じた平和施策

①国際理解と外国人に対する支援

前回提言時と比べ、今日の世界においては、社会・経済・文化のグローバル化の急速な進展により、諸外国に対する考え方や関係も変化している。今後は、これらの変化に対応した国際理解、異文化交流の構築が求められよう。

これまで、世界各国の自治体と青少年を中心とした相互交流事業を実施している。平和・友好に関する意識の醸成や青少年の国際感覚の育成には、長期的な視点に基づくべきである。感受性の高い青少年期に交流を行うことにより、国際的視野を広め、相互理解と友好親善にもつながることから、今後も継続的に行っていく必要がある。

武蔵野市には、約80カ国2,400人の外国人が住んでいるが、日本人にとっても外国人にとっても住みやすい多文化共生の開かれたまちづくりを目指して、武蔵野市国際交流協会による支援の取り組みを武蔵野市近隣の民間支援組織等と連携し、さらに継続して行っていく必要がある。

②民間、NPO等への支援や大学との連携

国際交流における平和への取り組みについては、行政が主導するのではなく、NPOや大学など民間組織が行う事業を支援していくことが求められる。

市では地域5大学との連携を行っているが、国際理解や異文化交流あるいは平和事業を進めるためには、さらに若い力を活用できるような工夫が必要である。

また、「平和学講座」等学習機会の提供についても、市や市民だけではなく、大学等と連携しながら、多様な形態で行っていくことが効果的である。

③他自治体等との連携の推進

現在加盟している日本非核宣言自治体協議会、平和市長会議を通じた活動に取り組むとともに、さらに加盟都市との連携を深めた活動を推進していく必要がある。

また、自治体間、民間レベルでの交流や情報交換などにより、市民の平和に関する意識や関心を深めることも検討すべきである。

(4)「武蔵野市平和の日」の制定について

冒頭にも述べたとおり、武蔵野市には、かつて中島飛行機武蔵製作所という日本有数の航空機のエンジン製造工場があった。そのために、第二次世界大戦末期には、アメリカ軍によるマリアナ諸島からの「日本本土空襲」で最初の目標となっただけでなく、その後も繰り返し空襲を受けた。工場のみならず周辺地域では多くの市民がこの空襲に巻き込まれて亡くなり、子どもたちも少なからず犠牲となった。

昭和19年11月24日に武蔵野の地で始まった空襲は、その後日本全土に広がり、昭和20年8月15日の終戦まで日本各地に大きな被害をもたらした。武蔵野市は、この9か月ほどに及ぶ「日本本土空襲」の最初の被災地として記憶されるべきである。

戦後になり、工場跡地の一部が市をあげての返還運動により、憩いの場である公園に生まれ変わったことも合わせ、かつてこの場所で、多くの方が空襲により亡くなられたことを市民に語り伝え、平和の礎とすることは、大変意味がある。

そこで、11月24日を「武蔵野市平和の日」として制定し、戦争犠牲者のめい福を祈るとともに、武蔵野市民として平和の大切さを改めて考える日とすることを提言する。そして、毎年、「平和の日」事業を開催し、市民の意識を喚起し、その意義を広く発信する機会とすることもあわせて提言する。

さらに、武蔵野市の平和施策が、今後息長く、継続的に実施されていくためには、この「平和の日」の意義や考え方を条例として制定することが望まれる。そして、「平和の日」を通じて多くの人にその意義を広めるためには、条例の制定や事業の実施だけではなく、広くこの日を周知する方法を検討することも必要である。

(5) 安定的な財源確保

自治体が行う経費はほとんどが市民の税金によって賄われているが、現在の社会経済情

勢においては、少子高齢社会の到来による新たな行政ニーズへの対応や長引く景気低迷による税収の伸び悩みなどから自治体の経営は厳しい状況にある。

そのような中で各事業を着実に進めていくためには、事業運営のための安定的・継続的な財源確保も重要な課題である。従来から、国際交流・在住外国人支援事業について、その一部は国際交流基金を財源としている。平和事業についても、市民団体の支援等、将来にわたる事業の継続的な実施が必要であり、その財源を安定的に確保するためには、基金制度を活用することも検討すべきである。

国際交流基金が設置された趣旨である「市民レベルの国際交流とは互いの文化や歴史について相互理解を深めることであり、そのことが平和に貢献することである」という視点に立ち返れば、国際交流基金を改組し、国際交流平和基金として対象事業を拡大することも視野に含めて検討する価値があると思われる。

資料 1

武蔵野市平和施策懇談会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市における平和施策の在り方について審議するため、武蔵野市平和施策懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、武蔵野市における平和施策の在り方について審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 懇談会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画政策室市民協働推進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

※別表は省略

資料 2

武蔵野市平和施策懇談会委員名簿

(敬称略)

氏 名	経 歴 等
◎都留 康子	東京学芸大学 教育学部教授 社会システム研究室
井口 秀男	世界連邦運動協会武蔵野支部 支部長
牛田 守彦	法政大学 中学高等学校教諭
竹内 久顕	東京女子大学 現代教養学部准教授
○小木 佳苗	弁護士 武蔵野市国際交流協会評議員
南斉 真奈美	市内在学 成蹊大学大学院 文学研究科
西村 まり	市内在住
小森 岳史	武蔵野市企画政策室長

◎は会長、○は副会長

任 期 平成 22 年 5 月 20 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

資料 3

武蔵野市平和施策懇談会 審議経過

回数	期 日	会 場	内 容
1	平成22年 5月20日(木)	市 役 所 第812会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱式 ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> ①会長及び副会長の選出について ②会議運営に関する基準について ③今後の懇談会の進め方について
2	6月17日(木)	総合体育館 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> 市の平和施策等の現状について
3	7月15日(木)	かたらいの道 市民スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> 市民レベルでの平和への取り組みについて
4	8月26日(木)	かたらいの道 市民スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> ①平和の定義について ②平和の提言の柱について
5	9月16日(木)	かたらいの道 市民スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> 報告書の構成について
6	10月21日(木)	かたらいの道 市民スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> 報告書の作成について
7	11月25日(木)	かたらいの道 市民スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> 報告書の作成について
8	12月16日(木)	かたらいの道 市民スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> 報告書の作成について

資料 4

武蔵野市議会における平和に関する宣言一覧

名 称	世界連邦に関する宣言
制定年月日	昭和 35 年 6 月 28 日
宣 言 文	<p>武蔵野市は、世界の恒久平和と人類永遠の繁栄を保障する世界連邦の建設に同意し、武力国家の対立を解消して、英知と友愛に基づく世界の新しい秩序の実現を希求する。</p> <p>人類最初の原爆被災国として、また戦争放棄を憲法に明記した国として提唱し得る最適の立場にあることを確信し、この宣言を行ない、他の宣言都市と相携えて、世論を喚起し、これを国政に反映せしめ、速やかに国家宣言を行なうと共に、進んで現行の国連憲章の改正により世界連邦の実現を期するものである。</p> <p>右宣言する。</p>

名 称	武蔵野市非核都市宣言
制定年月日	昭和 57 年 3 月 29 日
宣 言 文	<p>戦争の惨禍を防止し、恒久平和を実現することは、全人類が切実に念願するところである。核兵器保有国間で核軍拡競争が激化している今日、とりわけ核戦争を回避し、原水爆の恐れのない世界を確立することは、緊急かつ重大な課題である。</p> <p>武蔵野市は、平和を希求する世界連邦に関する宣言都市として、人間が人間を滅ぼす危険を防ぎ、人類永遠の平和を樹立するため、非核三原則の完全実施を願い、最大限の努力を傾注するものである。</p> <p>ここに、われわれは、平和のために貢献する決意を表明するとともに、武蔵野市が非核都市となることを宣言する。</p>

資料 5

武蔵野市議会における平和に関する決議（昭和 61 年 4 月以降）

名 称	決議年月日
中国共産党・政府指導部の暴挙に関する決議	平成元年 6 月 22 日
核実験反対に関する決議	平成 7 年 9 月 21 日
中国の核実験実施への抗議に関する決議	平成 8 年 6 月 24 日
北朝鮮のミサイル発射への抗議に関する決議	平成 10 年 9 月 24 日
アメリカ合衆国における同時多発テロ事件を糾弾する決議	平成 13 年 9 月 18 日
北朝鮮の核実験に抗議する決議	平成 21 年 6 月 4 日

資料 6

武蔵野市議会における平和に関する意見書一覧（昭和 61 年 3 月以降）

（地方自治法第二条の規定により、意見書を提出したもの）

名 称	決議年月日
三宅島の基地化反対に関する意見書	昭和 61 年 3 月 28 日
三宅島米軍基地建設反対並びに気象観測用鉄塔工事強行反対に関する意見書	昭和 62 年 9 月 26 日
非核三原則の厳守に関する意見書	平成元年 6 月 22 日
被爆者援護法制定に関する意見書	平成元年 12 月 18 日
暴力排除、言論の自由及び民主主義擁護に関する意見書	平成 2 年 3 月 29 日
ミッドウェーの事故原因と非核三原則堅持に関する意見書	平成 2 年 6 月 29 日
イラク・クウェート問題に関する意見書	平成 2 年 9 月 26 日
米軍横田基地及び多摩サービス補助施設など米軍関係施設の返還要求に関する意見書	平成 4 年 3 月 27 日
核兵器廃絶に関する意見書	平成 4 年 6 月 26 日
被爆者援護法制定に関する意見書	平成 6 年 9 月 26 日
永住する外国人に対する地方参政権の確立に関する意見書	平成 7 年 3 月 16 日
過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議に関する意見書	平成 7 年 3 月 29 日
中国及びフランスの核実験反対並びに核兵器全面禁止・廃絶の国際条約締結に関する意見書	平成 7 年 9 月 6 日
米軍兵士による少女暴行事件に抗議し、日米地位協定の見直しに関する意見書	平成 7 年 12 月 18 日
「未臨界核実験」など、あらゆる形態の核実験反対に関する意見書	平成 9 年 6 月 30 日

名 称	決議年月日
東京空襲犠牲者氏名記録の促進に関する意見書	平成 11 年 3 月 16 日
ユーゴ空爆の即時中止に関する意見書	平成 11 年 5 月 24 日
自衛隊航空機墜落事故の原因究明と訓練飛行に関する意見書	平成 11 年 12 月 16 日
非核三原則の厳守と法制化に関する意見書	平成 13 年 6 月 4 日
首相の靖国神社公式参拝反対に関する意見書	平成 13 年 7 月 9 日
有事法制関連三法案の撤回に関する意見書	平成 14 年 6 月 27 日
イラク問題と平和に関する意見書	平成 15 年 3 月 17 日
イラクへの軍事行動即時中止と、国連による平和的解決に関する意見書	平成 15 年 3 月 28 日
イラク復興支援に関する意見書	平成 15 年 12 月 17 日
劣化ウラン弾の使用禁止に関する意見書	平成 16 年 3 月 26 日
国立国会図書館への恒久平和調査局設置に関する意見書	平成 16 年 6 月 29 日
沖縄戦「集団自決」についての教科書検定に関する意見書	平成 20 年 2 月 26 日

武蔵野市平和施策懇談会

報 告 書

発行 平成23年1月

武蔵野市 企画政策室 市民協働推進課

武蔵野市緑町2丁目2番28号

電話(0422)60-1829 (直通)